

平成29年 3月
秋田県立医療療育センター

歯科「フッ素塗布」についてのお知らせ

平成29年4月1日より、療育センター歯科で虫歯予防のためのフッ素塗布ができるようになります。

予防のためなので健康保険の適用外となり、保険外診療として自費料金がかかります。

なお、虫歯の多い患者さん(13才未満で継続的に管理が必要な方)へのフッ素塗布は、従来通り保険診療で行います。

歯科診療については、歯科外来へおたずねください。

いつからできるの？	いくらかかるの？	どうすればいいの？
平成29年4月1日	1,620円(消費税含)	診察予約をお取りください 予約時に、「フッ素塗布希望」とお申し出ください